

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月25日

【会社名】 GMOクリックホールディングス株式会社

【英訳名】 GMO CLICK Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 鬼頭 弘泰

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町20番1号

【電話番号】 03-6221-0206(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役 財務最高責任者(CFO)、経営管理・財務・経営企画担当 山本 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町20番1号

【電話番号】 03-6221-0206(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役 財務最高責任者(CFO)、経営管理・財務・経営企画担当 山本 樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 847百万円
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社FXプライムbyGMO(以下「FXプライム」といいます。)の平成26年9月30日現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、当社が、当社を株式交換完全親会社、FXプライムを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により取得する予定のFXプライム株式の所有割合(当社が本株式交換により取得する予定のFXプライム株式の株式数を、平成26年9月30日現在のFXプライム株式の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した割合をいう。)を乗じて得た額(百万円未満を四捨五入)を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月24日に当社株式の分割の効力が生じたこと、平成26年12月24日の当社の臨時株主総会及び平成26年12月24日に開催されたF×プライムの臨時株主総会においてそれぞれ本株式交換に係る株式交換契約が承認されたこと、平成26年12月24日の当社の臨時株主総会において定款の一部変更の決議を行ったこと、及びF×プライムが平成26年12月24日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、平成26年12月8日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、一部に訂正すべき事項がありますので、これらに関連する事項を訂正し、また、上記のほか、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1 【募集要項】

- 1 【新規発行株式】
- 2 【募集の方法】

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 3 【組織再編成に係る契約】
- 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】
- 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】
- 7 【組織再編成に関する手続】

第2 【統合財務情報】

第三部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - 【株式の総数】
 - 【発行済株式】
 - (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】
 - (5) 【所有者別状況】
 - (6) 【議決権の状況】
 - 【発行済株式】
- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

- (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】
 - 【臨時報告書】

第六部【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

- 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】
- 2 【取得者の概況】

第3 【株主の状況】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____線を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	1,788,409株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、 <u>会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)4、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。(注)5</u>

- (注) 1. F Xプライムの発行済株式総数8,300,000株(平成26年9月30日時点)に基づいて算出しております。但し、当社が保有するF Xプライム株式6,311,501株を新株式交付の対象から除外しており、また、F Xプライムは、本株式交換の効力が発生する直前時(以下「本株式交換基準時」といいます。)の直前の時点で保有する自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってF Xプライムが取得する自己株式を含みます。)の全部を、当該買取りの効力が生じた後、本株式交換基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、平成26年9月30日時点でF Xプライムが保有する自己株式200,090株を新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年10月31日に開催された当社及びF Xプライム両社の取締役会の決議(株式交換契約の承認)、並びに平成26年12月の当社の臨時株主総会(会社法第319条第1項の規定に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含みます。以下、当社の場合について同じです。)の特別決議及び平成26年12月24日開催予定のF Xプライムの臨時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。
3. 上記発行数は、平成26年12月23日を基準日、平成26年12月24日を効力発生日とする、当社の普通株式1株につき6.25株の割合をもって分割する株式分割(以下「本株式分割」といいます。)の効力発生を前提としております。
4. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成27年4月1日より株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ市場(以下「JASDAQ」といいます。)に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。
5. 当社の定款には、単元株式数の定めがありませんが、平成27年4月1日までに単元株式数を100株とする定款変更を行う予定です。

(訂正後)

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	1,788,409株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、 <u>権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。</u>

- (注) 1. F Xプライムの発行済株式総数8,300,000株(平成26年9月30日時点)に基づいて算出しております。但し、当社が保有するF Xプライム株式6,311,501株を新株式交付の対象から除外しており、また、F Xプライムは、本株式交換の効力が発生する直前時(以下「本株式交換基準時」といいます。)の直前の時点で保有する自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってF Xプライムが取得する自己株式を含みます。)の全部を、当該買取りの効力が生じた後、本株式交換基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、平成26年9月30日時点でF Xプライムが保有する自己株式200,090株を新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年10月31日に開催された当社及びF Xプライム両社の取締役会の決議(株式交換契約の承認)、並びに平成26年12月24日の当社の臨時株主総会(会社法第319条第1項の規定に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含みます。以下、当社の場合について同じです。)の特別決議及び平成26年12月24日開催のF Xプライムの臨時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式交換によることとします。(注)1、2

- (注) 1. 普通株式は、本株式交換基準時のF Xプライムの株主(但し、当社を除きます。)に対して、その保有するF Xプライムの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する1株当たりの発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となります。なお、下記第二部「組織再編成(公開買付け)に関する情報」第1「組織再編成(公開買付け)の概要」3.「組織再編成に係る契約」に記載のとおり、本株式交換により当社の資本金は増加しない予定です。また、上記割当比率は、本株式分割の効力発生を前提としております。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、当社の完全子会社となるF Xプライムの平成26年9月30日現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、当社が、本株式交換により取得する予定のF Xプライム株式の所有割合(当社が本株式交換により取得する予定のF Xプライム株式の株式数を、平成26年9月30日現在のF Xプライムの発行済株式総数(自己株式を除きます。)で除した割合をいいます。)を乗じて得た額は847百万円(百万円未満を四捨五入)です。
2. なお、当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第1項)を行い、当社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第216条の9)により平成27年4月1日よりJASDAQに上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6カ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式交換によることとします。(注)1、2

- (注) 1. 普通株式は、本株式交換基準時のF Xプライムの株主(但し、当社を除きます。)に対して、その保有するF Xプライムの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する1株当たりの発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となります。なお、下記第二部「組織再編成(公開買付け)に関する情報」第1「組織再編成(公開買付け)の概要」3.「組織再編成に係る契約」に記載のとおり、本株式交換により当社の資本金は増加しない予定です。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、当社の完全子会社となるF Xプライムの平成26年9月30日現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、当社が、本株式交換により取得する予定のF Xプライム株式の所有割合(当社が本株式交換により取得する予定のF Xプライム株式の株式数を、平成26年9月30日現在のF Xプライムの発行済株式総数(自己株式を除きます。))で除した割合をいいます。)を乗じて得た額は847百万円(百万円未満を四捨五入)です。
2. なお、当社は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第1項)を行い、当社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第216条の9)により平成27年4月1日よりJASDAQ市場(以下「JASDAQ」といいます。)に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6カ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式交換契約の内容の概要

(訂正前)

当社及びF Xプライムは、平成26年10月31日、当社を株式交換完全親会社とし、F Xプライムを株式交換完全子会社として、効力発生日を平成27年4月1日(予定)とする株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換契約に基づき、F Xプライムの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付します。

本株式交換契約の内容は、下記「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

(訂正後)

平成26年10月31日付で当社及びF Xプライムの間で締結された、当社を株式交換完全親会社とし、F Xプライムを株式交換完全子会社として、平成27年4月1日(予定)を効力発生日とする株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)は、平成26年12月24日に当社及びF Xプライムの臨時株主総会において承認されました。

本株式交換契約に基づき、F Xプライムの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付します。

本株式交換契約の内容は、下記「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．本株式交換に係る割当ての内容

(訂正前)

	当社 (株式交換完全親会社)	F Xプライム (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	1
		(ご参考：本株式分割を考慮しない場合) 0.16
本株式交換により 交付する株式数	当社株式：1,788,409株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社は、平成26年12月23日を基準日、平成26年12月24日を効力発生日として、本株式分割を行うことを予定しており、上記割当比率及び当社が交付する当社株式数は、本株式分割の効力発生を前提としております。株式分割を考慮しない場合の割当比率は1：0.16となりますが、本株式分割を行わない場合には、本株式交換に伴って交付される当社株式数が1株未満となるF Xプライムの株主が多数生じるとともに、F Xプライムの株主総会において議決権を行使できた株主で、本株式交換により、本株式交換の効力発生後、当社の株主総会において議決権を行使できなくなる株主が多数生じることとなるため、本株式交換の効力発生に先立ち、本株式分割を行った上で、F Xプライム株式1株に対して、当社株式1株を割当て交付します。但し、当社が保有するF Xプライム株式(平成26年10月31日現在6,311,501株)については、本株式交換による株式の割当てを行いません。なお、上記割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換基準時におけるF Xプライムの株主(但し、当社を除きます。)に対して、当社株式1,788,409株を割当て交付する予定です。当社は、本株式交換に際して、普通株式1,788,409株を新たに発行する予定です。なお、F Xプライムは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換基準時の直前の時点において保有する自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってF Xプライムが取得する自己株式を含みます。)の全部を、当該買取りの効力が生じた後、本株式交換基準時の直前の時点をもって消却する予定であり、F Xプライムが本株式交換基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式数等により、当社が本株式交換により交付する当社株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(当社は、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、単元株式数を100株とする予定です。)を保有することになるF Xプライムの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社は、本株式交換の効力発生日までに、会社法第194条第1項の規定及び当社の定款の定めに基づく単元未満株式の買増制度(当社の株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の当社株式を、当社から買い増すことを請求することができる制度)を採用する予定であり、本株式交換に伴い当社の単元未満株式を保有することになるF Xプライムの株主は、上記単元未満株式の買増制度を利用することも可能となる予定です。

なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

(訂正後)

	当社 (株式交換完全親会社)	F Xプライム (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	1
本株式交換により 交付する株式数	当社株式：1,788,409株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

当社が保有するF Xプライム株式(平成26年10月31日現在6,311,501株)については、本株式交換による株式の割当てを行いません。なお、上記割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換基準時におけるF Xプライムの株主(但し、当社を除きます。)に対して、当社株式1,788,409株を割当て交付する予定です。当社は、本株式交換に際して、普通株式1,788,409株を新たに発行する予定です。なお、F Xプライムは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換基準時の直前の時点において保有する自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってF Xプライムが取得する自己株式を含みます。)の全部を、当該買取りの効力が生じた後、本株式交換基準時の直前の時点をもって消却する予定であり、F Xプライムが本株式交換基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式数等により、当社が本株式交換により交付する当社株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することになるF Xプライムの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社は、会社法第194条第1項の規定及び当社の定款の定めに基づく単元未満株式の買増制度(当社の株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の当社株式を、当社から買い増すことを請求することができる制度)を採用しており、本株式交換に伴い当社の単元未満株式を保有することになるF Xプライムの株主は、上記単元未満株式の買増制度を利用することも可能です。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

2．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(2) 算定に関する事項

(訂正前)

算定機関との関係

大和証券及びA G Sコンサルティングは、いずれも当社及びF Xプライムの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定の概要

本株式交換における割当比率の公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に第三者算定機関に割当比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券を、F XプライムはA G Sコンサルティングを、割当比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

大和証券は、当社及びF Xプライムの両社について、類似会社比較法及びD C F法を採用して算定を行いました。

D C F法は、将来の事業活動の状況を評価に反映するために採用しております。D C F法では、両社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算定しております。

類似会社比較法は、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在すると考えたことから採用しております。類似会社比較法では、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業との財務情報、市場株価等に関する比較分析を通じて算定しております。

当社株式の1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	割当比率の評価レンジ
類似会社比較法	0.814～1.732 (本株式分割を考慮しない場合：0.130～0.277)
D C F法	0.968～1.521 (本株式分割を考慮しない場合：0.155～0.243)

(中略)

当社株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法 (当社)	採用手法 (F Xプライム)	割当比率の評価レンジ
類似会社比較法	市場株価法	0.699～1.300 (本株式分割を考慮しない場合：0.112～0.208)
D C F法	D C F法	0.878～1.429 (本株式分割を考慮しない場合：0.140～0.229)

(後略)

(訂正後)

算定機関との関係

大和証券及びA G Sコンサルティングは、いずれも当社及びF Xプライムの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

算定の概要

本株式交換における割当比率の公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に第三者算定機関に割当比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券を、F XプライムはA G Sコンサルティングを、割当比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

大和証券は、当社及びF Xプライムの両社について、類似会社比較法及びD C F法を採用して算定を行いました。

D C F法は、将来の事業活動の状況を評価に反映するために採用しております。D C F法では、両社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算定しております。

類似会社比較法は、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在すると考えたことから採用しております。類似会社比較法では、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業との財務情報、市場株価等に関する比較分析を通じて算定しております。

当社株式の1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	割当比率の評価レンジ
類似会社比較法	0.814 ~ 1.732
D C F法	0.968 ~ 1.521

(中略)

当社株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法 (当社)	採用手法 (F Xプライム)	割当比率の評価レンジ
類似会社比較法	市場株価法	0.699 ~ 1.300
D C F法	D C F法	0.878 ~ 1.429

(後略)

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(訂正前)

1．有価証券の処分に関する制限

F Xプライムの定款には定めがありませんが、当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場により、平成27年4月1日よりJASDAQに上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2．単元株式数

F Xプライムの定款には単元株式数を100株とする定めがあります。当社の定款には単元株式数の定めがありませんが、平成27年4月1日までに単元株式数を100株とする定款変更を行う予定です。

(訂正後)

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

1．株式買取請求権について

F Xプライムの株主が、その保有するF Xプライムの普通株式について、F Xプライムに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をF Xプライムに対して通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日(平成27年4月1日(予定))の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。その場合には、当該株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書面に必要な事項を記載し、平成26年12月22日午後5時30分までにF Xプライムに到達するように、これを返送することが必要となります。

(訂正後)

1．株式買取請求権について

F Xプライムの株主が、その保有するF Xプライムの普通株式について、F Xプライムに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月24日開催の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をF Xプライムに対して通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日(平成27年4月1日(予定))の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成26年12月24日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法がありません。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。その場合には、当該株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書面に必要な事項を記載し、平成26年12月22日午後5時30分までにF Xプライムに到達するように、これを返送することが必要となります。

7 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

1．本株式交換に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(1) 当社に備置がなされている書類について

当社は、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、本株式交換に関し、株式交換契約の内容、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、FXプライムの最終事業年度に係る計算書類等の内容、FXプライムにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成26年12月22日から当社本店に備え置くこととします。

(中略)

(2) FXプライムに備置がなされている書類について

FXプライムは、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約の内容、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、FXプライムにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面をFXプライム本店に平成26年12月9日より備え置くこととします。

(中略)

2．本株式交換に係る手続の方法及び日程

平成26年10月31日	取締役会決議日(両社)
平成26年10月31日	本株式交換契約締結日(両社)
平成26年11月1日	臨時株主總會基準日公告日(FXプライム)
平成26年11月15日	臨時株主總會基準日(FXプライム)
平成26年12月24日	本株式交換承認臨時株主總會(両社)(予定)
平成27年3月26日	最終売買日(FXプライム)(予定)
平成27年3月27日	上場廃止日(FXプライム)(予定)
平成27年4月1日	本株式交換の効力発生日(予定)
平成27年4月1日	上場予定日(当社)(予定)

但し、上記日程は、手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更される場合があります。

3．FXプライムの株主が本株式交換に際して株式の買取請求権を行使する方法

FXプライムの株主が、その保有するFXプライムの普通株式について、FXプライムに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月24日開催予定の臨時株主總會において議決権を行使することができる株主については、当該株主總會に先立って本株式交換に反対する旨をFXプライムに対して通知し、かつ、当該株主總會において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日(平成27年4月1日(予定))の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

1. 本株式交換に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(1) 当社に備置がなされている書類について

当社は、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、本株式交換に関し、株式交換契約の内容、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、FXプライムの最終事業年度に係る計算書類等の内容、FXプライムにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成26年12月22日から当社本店に備え置いております。

(中略)

(2) FXプライムに備置がなされている書類について

FXプライムは、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約の内容、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、FXプライムにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面をFXプライム本店に平成26年12月9日より備え置いております。

(中略)

2. 本株式交換に係る手続の方法及び日程

平成26年10月31日	取締役会決議日(両社)
平成26年10月31日	本株式交換契約締結日(両社)
平成26年11月1日	臨時株主総会基準日公告日(FXプライム)
平成26年11月15日	臨時株主総会基準日(FXプライム)
平成26年12月24日	本株式交換承認臨時株主総会(両社)
平成27年3月26日	最終売買日(FXプライム)(予定)
平成27年3月27日	上場廃止日(FXプライム)(予定)
平成27年4月1日	本株式交換の効力発生日(予定)
平成27年4月1日	上場予定日(当社)(予定)

但し、上記日程は、手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更される場合があります。

3. FXプライムの株主が本株式交換に際して株式の買取請求権を行使する方法

FXプライムの株主が、その保有するFXプライムの普通株式について、FXプライムに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月24日開催の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をFXプライムに対して通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日(平成27年4月1日(予定))の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

(訂正前)

当社の主要な経営指標等、及びF Xプライムの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)		17,927	21,456
純営業収益 (百万円)		17,198	20,248
経常利益 (百万円)		4,940	5,466
当期純利益 (百万円)		2,889	3,689
包括利益 (百万円)		2,840	3,939
純資産額 (百万円)		17,345	19,751
総資産額 (百万円)		299,443	353,374
1株当たり純資産額 (円)		916.85	1,045.66
1株当たり当期純利益金額 (円)		160.43	204.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)		5.5	5.3
自己資本利益率 (%)		18.6	20.9
株価収益率 (倍)			
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		8,212	4,496
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		295	1,350
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		17,486	752
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)		16,023	20,066
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (人)	〔 〕	211 〔45〕	217 〔68〕

- (注) 1. 当社は第2期より連結財務諸表を作成しております。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第2期及び第3期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
6. 従業員数は就業人員であり、〔外書〕は臨時従業員の平均雇用人員であります。

経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	0	875	214
経常損失() (百万円)	51	14	228
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	36	116	119
資本金 (百万円)	100	100	100
発行済株式総数 (株)	18,010,400	18,010,400	18,010,400
純資産額 (百万円)	13,858	12,986	11,332
総資産額 (百万円)	13,897	15,737	15,033
1株当たり純資産額 (円)	769.48	<u>721.03</u>	<u>629.22</u>
1株当たり配当額 (円)	11.55	54.91	85.17
(第1四半期) (円)	()	(16.51)	(25.77)
(第2四半期) (円)	()	(17.57)	(20.35)
(第3四半期) (円)	()	(20.83)	(21.25)
(期末) (円)	(11.55)	()	(17.80)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	2.02	<u>6.47</u>	<u>6.64</u>
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)			
自己資本比率 (%)	99.7	82.5	75.4
自己資本利益率 (%)	0.3	0.9	1.0
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (人)	0 〔0〕	24 〔2〕	37 〔4〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 配当性向については、その他資本剰余金を配当原資としているため記載しておりません。

5. 第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、〔外書〕は臨時従業員の平均雇用人員であります。

(後略)

(訂正後)

当社の主要な経営指標等、及びF Xプライムの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益	(百万円)		17,927	21,456
純営業収益	(百万円)		17,198	20,248
経常利益	(百万円)		4,940	5,466
当期純利益	(百万円)		2,889	3,689
包括利益	(百万円)		2,840	3,939
純資産額	(百万円)		17,345	19,751
総資産額	(百万円)		299,443	353,374
1株当たり純資産額	(円)		146.70	167.31
1株当たり当期純利益金額	(円)		25.67	32.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)		5.5	5.3
自己資本利益率	(%)		18.6	20.9
株価収益率	(倍)			
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		8,212	4,496
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		295	1,350
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		17,486	752
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)		16,023	20,066
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕	(人)	[]	211 〔45〕	217 〔68〕

- (注) 1. 当社は第2期より連結財務諸表を作成しております。
 2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 5. 第2期及び第3期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
 6. 従業員数は就業人員であり、〔外書〕は臨時従業員の平均雇用人員であります。
 7. 第2期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成26年12月24日付で普通株式1株につき6.25株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	0	875	214
経常損失() (百万円)	51	14	228
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	36	116	119
資本金 (百万円)	100	100	100
発行済株式総数 (株)	18,010,400	18,010,400	18,010,400
純資産額 (百万円)	13,858	12,986	11,332
総資産額 (百万円)	13,897	15,737	15,033
1株当たり純資産額 (円)	769.48	115.37	100.68
1株当たり配当額 (円)	11.55	54.91	85.17
(第1四半期) (円)	()	(16.51)	(25.77)
(第2四半期) (円)	()	(17.57)	(20.35)
(第3四半期) (円)	()	(20.83)	(21.25)
(期末) (円)	(11.55)	()	(17.80)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	2.02	1.03	1.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)			
自己資本比率 (%)	99.7	82.5	75.4
自己資本利益率 (%)	0.3	0.9	1.0
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (人)	0 〔0〕	24 〔2〕	37 〔4〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 配当性向については、その他資本剰余金を配当原資としているため記載しておりません。

5. 第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、〔外書〕は臨時従業員の平均雇用人員であります。

7. 第2期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成26年12月24日付で普通株式1株につき6.25株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

8. 当社は、平成26年12月24日付で普通株式1株につき6.25株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1株当たり純資産額 (円)	123.12	115.37	100.68
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	0.32	1.03	1.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	1.85	8.79	13.63

(後略)

第三部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(訂正前)

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

(訂正後)

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,500,000
計	187,500,000

【発行済株式】

(訂正前)

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,010,400	非上場	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)1、権利内容には何ら限定はございません。(注)2
計	18,010,400	-	-

(注) 1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成27年4月1日よりJASDAQに上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2. 当社の定款には、単元株式数の定めがありませんが、平成27年4月1日までに単元株式数を100株とする定款変更を行う予定です。

(訂正後)

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	112,565,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容には何ら限定はございません。なお、単元株式数は100株です。
計	112,565,000	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年1月4日	18,010,400	18,010,400	100	100		

(注) 株式移転による設立に伴う新株発行。

(訂正後)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年1月4日 (注) 1	18,010,400	18,010,400	100	100		
平成24年3月26日 (注) 2	—	18,010,400	—	100	20	20
平成24年6月21日 (注) 2	—	18,010,400	—	100	4	25
平成26年12月24日 (注) 3	94,554,600	112,565,000	—	100	—	25

(注) 1. 株式移転による設立に伴う新株発行。

2. その他資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立。

3. 1株につき6.25株の割合を持って分割する株式分割。

(5) 【所有者別状況】

(訂正前)

平成26年11月30日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人 以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,010,400				18,010,400	
所有株式数 の割合(%)				100.0				100.0	

(訂正後)

平成26年12月24日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人 以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				112,565,000				112,565,000	
所有株式数 の割合(%)				100.0				100.0	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

平成26年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,010,400	18,010,400	
単元未満株式			
発行済株式総数	18,010,400		
総株主の議決権		18,010,400	

(訂正後)

平成26年12月24日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 112,565,000	1,125,650	
単元未満株式			
発行済株式総数	112,565,000		
総株主の議決権		1,125,650	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、会社法の定め通り、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議について、会社法の定め通り、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨、定款に定めております。

(訂正後)

(前略)

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨、定款に定めております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後、3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	6月30日、9月30日、12月31日、3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、<u>官報</u>に掲載いたします。</p> <p>当社の公告掲載URLは次の通りでございます。</p> <p>http://www.gmo-click.com/</p>
株主に対する特典	なし

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後、3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	6月30日、9月30日、12月31日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所(注) 1	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料(注) 2	無料
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。</p> <p>当社の公告掲載URLは次の通りでございます。</p> <p>http://www.gmo-click.com/</p>
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、JASDAQへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がJASDAQに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

株式会社F XプライムbyGMO

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年12月8日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成26年6月24日に、関東財務局長に提出。

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年12月8日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき平成26年10月31日に、関東財務局長に提出。

(訂正後)

株式会社F XプライムbyGMO

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年12月8日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成26年6月24日に、関東財務局長に提出。

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年12月8日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき平成26年10月31日に、関東財務局長に提出。

臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成26年12月25日に、関東財務局長に提出。

第六部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権
発行年月日	平成24年11月20日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,620,900株
発行価格	1,250円 (注) 3
資本組入額	625円
発行価額の総額	2,026,125,000円
資本組入額の総額	1,013,062,500円
発行方法	平成24年11月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年3月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法による株式価値算定によって算定された価格であります。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権
行使時の払込金額	1,250円
行使期間	平成26年11月21日から平成34年11月19日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第三部「企業情報」第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職等により役員1名及び従業員12名128,700株分の権利が喪失しております。また、権利放棄により役員1名304,360株分の権利が喪失しております。

(訂正後)

項目	新株予約権
発行年月日	平成24年11月20日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 10,130,625株(注) 4
発行価格	200円 (注) 3、4
資本組入額	100円(注) 4
発行価額の総額	2,026,125,000円
資本組入額の総額	1,013,062,500円
発行方法	平成24年11月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年3月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法による株式価値算定によって算定された価格であります。
4. 当社は平成26年12月24日付で普通株式1株につき6.25株の株式分割を行っており、当該株式分割に伴う影響を加味しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権
行使時の払込金額	200円(注) 4
行使期間	平成26年11月21日から平成34年11月19日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第三部「企業情報」第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職等により役員1名及び従業員12名804,375株分の権利が喪失しております。また、権利放棄により役員1名1,902,250株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

(訂正前)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高島秀行	東京都世田谷区	会社役員	456,540	570,675,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役 会長) (当社子会社代表取締役) (金融商品取引業者の役 員)
田島利充	東京都三鷹市	会社役員	80,700	100,875,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社執行役)
谷口幸博	東京都三鷹市	会社役員	76,000	95,000,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
浦岡宏治	神奈川県川崎市中原区	会社員	43,200	54,000,000 (1,250)	当社の従業員
箱崎和男	埼玉県川口市	会社員	38,800	48,500,000 (1,250)	当社の従業員
若松剛史	神奈川県横浜市港北区	会社員	33,800	42,250,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社監査役) (金融商品取引業者の役 員) 当社の従業員
長谷川慎	東京都品川区	会社員	31,900	39,875,000 (1,250)	当社の従業員
原好史	東京都目黒区	会社員	29,600	37,000,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社執行役) (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
兵頭一摩	中国香港	会社員	28,400	35,500,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
千葉剛	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	26,700	33,375,000 (1,250)	当社の従業員
唐澤利行	東京都中央区	会社員	25,200	31,500,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
鬼頭弘泰	神奈川県川崎市中原区	会社役員	24,400	30,500,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役 社長) (当社子会社代表取締役) (金融商品取引業者の役 員)
高野修次	東京都府中市	会社役員	24,400	30,500,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社執行役) (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
佐藤達也	神奈川県横浜市栄区	会社員	14,900	18,625,000 (1,250)	当社の従業員
脇坂茂明	埼玉県戸田市	会社員	14,900	18,625,000 (1,250)	当社の従業員
澤田智佳子	東京都東大和市	会社員	14,600	18,250,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役) 当社の従業員
菅野秀将	神奈川県横浜市港北区	会社員	14,400	18,000,000 (1,250)	当社子会社の従業員
辻隆志	神奈川県横浜市緑区	会社員	14,100	17,625,000 (1,250)	当社の従業員
大道康平	東京都目黒区	会社員	13,300	16,625,000 (1,250)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
橋本宗紘	東京都調布市	会社員	<u>12,300</u>	15,375,000 (1,250)	当社の従業員
及川昌弘	東京都練馬区	会社員	<u>12,200</u>	15,250,000 (1,250)	当社子会社の従業員
芳賀陽一	東京都新宿区	会社員	<u>9,000</u>	11,250,000 (1,250)	当社の従業員
上野剛	埼玉県桶川市	会社員	<u>7,900</u>	9,875,000 (1,250)	当社子会社の従業員
半田勇二	東京都大田区	会社員	<u>7,800</u>	9,750,000 (1,250)	当社の従業員
深本貴久	神奈川県座間市	会社員	<u>7,500</u>	9,375,000 (1,250)	当社の従業員
兼松秀行	東京都世田谷区	会社員	<u>6,500</u>	8,125,000 (1,250)	当社子会社の従業員
尾田弘行	千葉県船橋市	会社員	<u>6,300</u>	7,875,000 (1,250)	当社の従業員
多田和樹	神奈川県藤沢市	会社員	<u>5,800</u>	7,250,000 (1,250)	当社の従業員
須貝幸正	東京都荒川区	会社員	<u>5,800</u>	7,250,000 (1,250)	当社の従業員
中村稔雄	神奈川県横浜市都筑区	会社員	<u>5,700</u>	7,125,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社監査役) (金融商品取引業者の役員) 当社の従業員
伊藤公樹	千葉県我孫子市	会社員	<u>4,700</u>	5,875,000 (1,250)	当社の従業員
関庚承	東京都江東区	会社員	<u>4,600</u>	5,750,000 (1,250)	当社の従業員
石塚浩	東京都世田谷区	会社員	<u>4,300</u>	5,375,000 (1,250)	当社の従業員
佐藤隆行	埼玉県さいたま市桜区	会社員	<u>4,100</u>	5,125,000 (1,250)	当社の従業員
志村岳	神奈川県川崎市中原区	会社員	<u>4,000</u>	5,000,000 (1,250)	当社の従業員
佐久間篤司	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	<u>3,900</u>	4,875,000 (1,250)	当社子会社の従業員
田中健一	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	<u>3,100</u>	3,875,000 (1,250)	当社子会社の従業員
飯塚宣仁	神奈川県横浜市港北区	会社員	<u>3,100</u>	3,875,000 (1,250)	当社の従業員
岡田修一	東京都葛飾区	会社員	<u>2,900</u>	3,625,000 (1,250)	当社の従業員
松村健太郎	神奈川県相模原市緑区	会社員	<u>2,900</u>	3,625,000 (1,250)	当社の従業員
宮下幸輝	東京都目黒区	会社員	<u>2,900</u>	3,625,000 (1,250)	当社子会社の従業員
栗原貴暁	埼玉県新座市	会社員	<u>2,700</u>	3,375,000 (1,250)	当社の従業員
岡田英樹	神奈川県川崎市宮前区	会社員	<u>2,700</u>	3,375,000 (1,250)	当社の従業員
鈴木亮人	神奈川県大和市	会社員	<u>2,700</u>	3,375,000 (1,250)	当社の従業員
三好慶	東京都練馬区	会社員	<u>2,700</u>	3,375,000 (1,250)	当社の従業員
小林朋晃	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	<u>2,700</u>	3,375,000 (1,250)	当社の従業員
本多巨樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	<u>2,600</u>	3,250,000 (1,250)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
篠崎大地	東京都大田区	会社員	<u>2,300</u>	2,875,000 (1,250)	当社の従業員
船田真広	東京都杉並区	会社員	<u>2,200</u>	2,750,000 (1,250)	当社の従業員
藤井孝英	神奈川県横浜市緑区	会社員	<u>2,200</u>	2,750,000 (1,250)	当社の従業員
布田浩子	神奈川県鎌倉市	会社員	<u>2,200</u>	2,750,000 (1,250)	当社の従業員
島村杏里	東京都板橋区	会社員	<u>2,200</u>	2,750,000 (1,250)	当社の従業員
末次聡	東京都練馬区	会社員	<u>1,800</u>	2,250,000 (1,250)	当社の従業員
馬場昌弘	埼玉県草加市	会社員	<u>1,800</u>	2,250,000 (1,250)	当社の従業員
竹林剛	神奈川県横浜市中区	会社員	<u>1,800</u>	2,250,000 (1,250)	当社の従業員
橋本洋希	東京都中野区	会社員	<u>1,800</u>	2,250,000 (1,250)	当社の従業員
大澤宰	東京都杉並区	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社子会社の従業員
唐澤拓子	東京都中央区	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社の従業員
中野利康	埼玉県さいたま市中央区	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社子会社の従業員
手塚光夫	中国香港	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
森田直樹	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社子会社の従業員
武田正文	東京都東村山市	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社子会社の従業員
畝田裕司	東京都足立区	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社子会社の従業員
シーディア	中国香港	会社員	<u>1,400</u>	1,750,000 (1,250)	当社の従業員
外山健志	千葉県市川市	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社の従業員
満石豊	東京都板橋区	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社の従業員
鴨田陽介	埼玉県八潮市	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社の従業員
中垣祥貢	神奈川県川崎市多摩区	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社の従業員
齋藤慎之介	埼玉県蕨市	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社の従業員
丸田章広	東京都世田谷区	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社子会社の従業員
山田卓司	東京都杉並区	会社員	<u>1,300</u>	1,625,000 (1,250)	当社の従業員

(注) 退職等により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は、省略しております。

(訂正後)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高島秀行	東京都世田谷区	会社役員	2,853,375	570,675,000 (200)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役 会長) (当社子会社代表取締役) (金融商品取引業者の役 員)
田島利充	東京都三鷹市	会社役員	504,375	100,875,000 (200)	特別利害関係者等 (当社執行役)
谷口幸博	東京都三鷹市	会社役員	475,000	95,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
浦岡宏治	神奈川県川崎市中原区	会社員	270,000	54,000,000 (200)	当社の従業員
箱崎和男	埼玉県川口市	会社員	242,500	48,500,000 (200)	当社の従業員
若松剛史	神奈川県横浜市港北区	会社員	211,250	42,250,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社監査役) (金融商品取引業者の役 員) 当社の従業員
長谷川慎	東京都品川区	会社員	199,375	39,875,000 (200)	当社の従業員
原好史	東京都目黒区	会社員	185,000	37,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社執行役) (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
兵頭一摩	中国香港	会社員	177,500	35,500,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
千葉剛	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	166,875	33,375,000 (200)	当社の従業員
唐澤利行	東京都中央区	会社員	157,500	31,500,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
鬼頭弘泰	神奈川県川崎市中原区	会社役員	152,500	30,500,000 (200)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役 社長) (当社子会社代表取締役) (金融商品取引業者の役 員)
高野修次	東京都府中市	会社役員	152,500	30,500,000 (200)	特別利害関係者等 (当社執行役) (当社子会社取締役) (金融商品取引業者の役 員)
佐藤達也	神奈川県横浜市栄区	会社員	93,125	18,625,000 (200)	当社の従業員
脇坂茂明	埼玉県戸田市	会社員	93,125	18,625,000 (200)	当社の従業員
澤田智佳子	東京都東大和市	会社員	91,250	18,250,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役) 当社の従業員
菅野秀将	神奈川県横浜市港北区	会社員	90,000	18,000,000 (200)	当社子会社の従業員
辻隆志	神奈川県横浜市緑区	会社員	88,125	17,625,000 (200)	当社の従業員
大道康平	東京都目黒区	会社員	83,125	16,625,000 (200)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
橋本宗紘	東京都調布市	会社員	76,875	15,375,000 (200)	当社の従業員
及川昌弘	東京都練馬区	会社員	76,250	15,250,000 (200)	当社子会社の従業員
芳賀陽一	東京都新宿区	会社員	56,250	11,250,000 (200)	当社の従業員
上野剛	埼玉県桶川市	会社員	49,375	9,875,000 (200)	当社子会社の従業員
半田勇二	東京都大田区	会社員	48,750	9,750,000 (200)	当社の従業員
深本貴久	神奈川県座間市	会社員	46,875	9,375,000 (200)	当社の従業員
兼松秀行	東京都世田谷区	会社員	40,625	8,125,000 (200)	当社子会社の従業員
尾田弘行	千葉県船橋市	会社員	39,375	7,875,000 (200)	当社の従業員
多田和樹	神奈川県藤沢市	会社員	36,250	7,250,000 (200)	当社の従業員
須貝幸正	東京都荒川区	会社員	36,250	7,250,000 (200)	当社の従業員
中村稔雄	神奈川県横浜市都筑区	会社員	35,625	7,125,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社監査役) (金融商品取引業者の役員) 当社の従業員
伊藤公樹	千葉県我孫子市	会社員	29,375	5,875,000 (200)	当社の従業員
関庚承	東京都江東区	会社員	28,750	5,750,000 (200)	当社の従業員
石塚浩	東京都世田谷区	会社員	26,875	5,375,000 (200)	当社の従業員
佐藤隆行	埼玉県さいたま市桜区	会社員	25,625	5,125,000 (200)	当社の従業員
志村岳	神奈川県川崎市中原区	会社員	25,000	5,000,000 (200)	当社の従業員
佐久間篤司	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	24,375	4,875,000 (200)	当社子会社の従業員
田中健一	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	19,375	3,875,000 (200)	当社子会社の従業員
飯塚宣仁	神奈川県横浜市港北区	会社員	19,375	3,875,000 (200)	当社の従業員
岡田修一	東京都葛飾区	会社員	18,125	3,625,000 (200)	当社の従業員
松村健太郎	神奈川県相模原市緑区	会社員	18,125	3,625,000 (200)	当社の従業員
宮下幸輝	東京都目黒区	会社員	18,125	3,625,000 (200)	当社子会社の従業員
栗原貴暁	埼玉県新座市	会社員	16,875	3,375,000 (200)	当社の従業員
岡田英樹	神奈川県川崎市宮前区	会社員	16,875	3,375,000 (200)	当社の従業員
鈴木亮人	神奈川県大和市	会社員	16,875	3,375,000 (200)	当社の従業員
三好慶	東京都練馬区	会社員	16,875	3,375,000 (200)	当社の従業員
小林朋晃	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	16,875	3,375,000 (200)	当社の従業員
本多巨樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	16,250	3,250,000 (200)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
篠崎大地	東京都大田区	会社員	14,375	2,875,000 (200)	当社の従業員
船田真広	東京都杉並区	会社員	13,750	2,750,000 (200)	当社の従業員
藤井孝英	神奈川県横浜市緑区	会社員	13,750	2,750,000 (200)	当社の従業員
布田浩子	神奈川県鎌倉市	会社員	13,750	2,750,000 (200)	当社の従業員
島村杏里	東京都板橋区	会社員	13,750	2,750,000 (200)	当社の従業員
末次聡	東京都練馬区	会社員	11,250	2,250,000 (200)	当社の従業員
馬場昌弘	埼玉県草加市	会社員	11,250	2,250,000 (200)	当社の従業員
竹林剛	神奈川県横浜市中区	会社員	11,250	2,250,000 (200)	当社の従業員
橋本洋希	東京都中野区	会社員	11,250	2,250,000 (200)	当社の従業員
大澤宰	東京都杉並区	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社子会社の従業員
唐澤拓子	東京都中央区	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社の従業員
中野利康	埼玉県さいたま市中央区	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社子会社の従業員
手塚光夫	中国香港	会社員	8,750	1,750,000 (200)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
森田直樹	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社子会社の従業員
武田正文	東京都東村山市	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社子会社の従業員
畝田裕司	東京都足立区	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社子会社の従業員
シーディア	中国香港	会社員	8,750	1,750,000 (200)	当社の従業員
外山健志	千葉県市川市	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社の従業員
満石豊	東京都板橋区	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社の従業員
鴨田陽介	埼玉県八潮市	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社の従業員
中垣祥貢	神奈川県川崎市多摩区	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社の従業員
齋藤慎之介	埼玉県蕨市	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社の従業員
丸田章広	東京都世田谷区	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社子会社の従業員
山田卓司	東京都杉並区	会社員	8,125	1,625,000 (200)	当社の従業員

(注) 退職等により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は、省略しております。

第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
GMOインターネット株式会社 (注3)(注4)	東京都渋谷区	18,010,400	93.81
高島秀行(注4)(注6)(注8) (注9)	東京都世田谷区	456,540 (456,540)	2.38 (2.38)
田島利充(注4)(注7)	東京都三鷹市	80,700 (80,700)	0.42 (0.42)
谷口幸博(注4)(注8)(注9)	東京都三鷹市	76,000 (76,000)	0.40 (0.40)
浦岡宏治(注4)(注10)	神奈川県川崎市中原区	43,200 (43,200)	0.23 (0.23)
箱崎和男(注4)(注10)	埼玉県川口市	38,800 (38,800)	0.20 (0.20)
若松剛史(注4)(注8)(注9) (注10)	神奈川県横浜市港北区	33,800 (33,800)	0.18 (0.18)
長谷川慎(注4)(注10)	東京都品川区	31,900 (31,900)	0.17 (0.17)
原好史(注4)(注7)(注8) (注9)	東京都目黒区	29,600 (29,600)	0.15 (0.15)
兵頭一摩(注4)(注8)	中国香港	28,400 (28,400)	0.15 (0.15)
千葉剛(注10)	神奈川県横浜市瀬谷区	26,700 (26,700)	0.14 (0.14)
唐澤利行(注8)(注9)	東京都中央区	25,200 (25,200)	0.13 (0.13)
鬼頭弘泰(注5)(注8)(注9)	神奈川県川崎市中原区	24,400 (24,400)	0.13 (0.13)
高野修次(注7)(注8)(注9)	東京都府中市	24,400 (24,400)	0.13 (0.13)
佐藤達也(注10)	神奈川県横浜市栄区	14,900 (14,900)	0.08 (0.08)
脇坂茂明(注10)	埼玉県戸田市	14,900 (14,900)	0.08 (0.08)
澤田智佳子(注8)(注10)	東京都東大和市	14,600 (14,600)	0.08 (0.08)
菅野秀将	神奈川県横浜市港北区	14,400 (14,400)	0.08 (0.08)
辻隆志(注10)	神奈川県横浜市緑区	14,100 (14,100)	0.07 (0.07)
大道康平(注10)	東京都目黒区	13,300 (13,300)	0.07 (0.07)
橋本崇紘(注10)	東京都調布市	12,300 (12,300)	0.06 (0.06)
及川昌弘	東京都練馬区	12,200 (12,200)	0.06 (0.06)
芳賀陽一(注10)	東京都新宿区	9,000 (9,000)	0.05 (0.05)
上野剛	埼玉県桶川市	7,900 (7,900)	0.04 (0.04)
半田勇二(注10)	東京都大田区	7,800 (7,800)	0.04 (0.04)
深本貴久(注10)	神奈川県座間市	7,500 (7,500)	0.04 (0.04)
兼松秀行	東京都世田谷区	6,500 (6,500)	0.03 (0.03)
尾田弘行(注10)	千葉県船橋市	6,300 (6,300)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
多田和樹(注10)	神奈川県藤沢市	5,800 (5,800)	0.03 (0.03)
須貝幸正(注10)	東京都荒川区	5,800 (5,800)	0.03 (0.03)
中村稔雄(注8)(注9)(注10)	神奈川県横浜市都筑区	5,700 (5,700)	0.03 (0.03)
伊藤公樹(注10)	千葉県我孫子市	4,700 (4,700)	0.02 (0.02)
関庚承(注10)	東京都江東区	4,600 (4,600)	0.02 (0.02)
石塚浩(注10)	東京都世田谷区	4,300 (4,300)	0.02 (0.02)
佐藤隆行(注10)	埼玉県さいたま市桜区	4,100 (4,100)	0.02 (0.02)
志村岳(注10)	神奈川県川崎市中原区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
佐久間篤司	神奈川県横浜市神奈川区	3,900 (3,900)	0.02 (0.02)
田中健一	神奈川県横浜市神奈川区	3,100 (3,100)	0.02 (0.02)
飯塚宣仁(注10)	神奈川県横浜市港北区	3,100 (3,100)	0.02 (0.02)
岡田修一(注10)	東京都葛飾区	2,900 (2,900)	0.02 (0.02)
松村健太郎(注10)	神奈川県相模原市緑区	2,900 (2,900)	0.02 (0.02)
宮下幸輝	東京都目黒区	2,900 (2,900)	0.02 (0.02)
栗原貴暎(注10)	埼玉県新座市	2,700 (2,700)	0.01 (0.01)
岡田英樹(注10)	神奈川県川崎市宮前区	2,700 (2,700)	0.01 (0.01)
鈴木亮人(注10)	神奈川県大和市	2,700 (2,700)	0.01 (0.01)
三好慶(注10)	東京都練馬区	2,700 (2,700)	0.01 (0.01)
小林朋晃(注10)	神奈川県横浜市戸塚区	2,700 (2,700)	0.01 (0.01)
本多巨樹(注10)	神奈川県横浜市港北区	2,600 (2,600)	0.01 (0.01)
篠崎大地(注10)	東京都大田区	2,300 (2,300)	0.01 (0.01)
船田真広(注10)	東京都杉並区	2,200 (2,200)	0.01 (0.01)
藤井孝英(注10)	神奈川県横浜市緑区	2,200 (2,200)	0.01 (0.01)
布田浩子(注10)	神奈川県鎌倉市	2,200 (2,200)	0.01 (0.01)
島村杏里(注10)	東京都板橋区	2,200 (2,200)	0.01 (0.01)
末次聡(注10)	東京都練馬区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
馬場昌弘(注10)	埼玉県草加市	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
竹林剛(注10)	神奈川県横浜市中区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
橋本洋希(注10)	東京都中野区	1,800 (1,800)	0.01 (0.01)
大澤宰	東京都杉並区	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
唐澤拓子(注10)	東京都中央区	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
中野利康	埼玉県さいたま市中央区	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
手塚光夫(注8)	中国香港	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
森田直樹	神奈川県横浜市鶴見区	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
武田正文	東京都東村山市	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
畝田裕司	東京都足立区	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
シーディア(注10)	中国香港	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
外山健志(注10)	千葉県市川市	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
満石豊(注10)	東京都板橋区	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
鴨田陽介(注10)	埼玉県八潮市	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
中垣祥貢(注10)	神奈川県川崎市多摩区	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
齋藤慎之介(注10)	埼玉県蕨市	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
丸田章広	東京都世田谷区	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
山田卓司(注10)	東京都杉並区	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
計		19,198,240 (1,187,840)	100.00 (6.19)

(注1) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注2) ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(注3) 特別利害関係者等(当社の親会社)

(注4) 特別利害関係者等(大株主上位10名)

(注5) 特別利害関係者等(当社の取締役兼代表執行役社長)

(注6) 特別利害関係者等(当社の取締役兼代表執行役会長)

(注7) 特別利害関係者等(注5、注6を除く当社の役員)

(注8) 特別利害関係者等(当社子会社の役員)

(注9) 特別利害関係者等(金融商品取引業者の役員)

(注10) 当社の従業員

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
GMOインターネット株式会社 (注3)(注4)	東京都渋谷区	<u>112,565,000</u>	93.81
高島秀行(注4)(注6)(注8) (注9)	東京都世田谷区	<u>2,853,375</u> (2,853,375)	2.38 (2.38)
田島利充(注4)(注7)	東京都三鷹市	<u>504,375</u> (504,375)	0.42 (0.42)
谷口幸博(注4)(注8)(注9)	東京都三鷹市	<u>475,000</u> (475,000)	0.40 (0.40)
浦岡宏治(注4)(注10)	神奈川県川崎市中原区	<u>270,000</u> (270,000)	0.23 (0.23)
箱崎和男(注4)(注10)	埼玉県川口市	<u>242,500</u> (242,500)	0.20 (0.20)
若松剛史(注4)(注8)(注9) (注10)	神奈川県横浜市港北区	<u>211,250</u> (211,250)	0.18 (0.18)
長谷川慎(注4)(注10)	東京都品川区	<u>199,375</u> (199,375)	0.17 (0.17)
原好史(注4)(注7)(注8) (注9)	東京都目黒区	<u>185,000</u> (185,000)	0.15 (0.15)
兵頭一摩(注4)(注8)	中国香港	<u>177,500</u> (177,500)	0.15 (0.15)
千葉剛(注10)	神奈川県横浜市瀬谷区	<u>166,875</u> (166,875)	0.14 (0.14)
唐澤利行(注8)(注9)	東京都中央区	<u>157,500</u> (157,500)	0.13 (0.13)
鬼頭弘泰(注5)(注8)(注9)	神奈川県川崎市中原区	<u>152,500</u> (152,500)	0.13 (0.13)
高野修次(注7)(注8)(注9)	東京都府中市	<u>152,500</u> (152,500)	0.13 (0.13)
佐藤達也(注10)	神奈川県横浜市栄区	<u>93,125</u> (93,125)	0.08 (0.08)
脇坂茂明(注10)	埼玉県戸田市	<u>93,125</u> (93,125)	0.08 (0.08)
澤田智佳子(注8)(注10)	東京都東大和市	<u>91,250</u> (91,250)	0.08 (0.08)
菅野秀將	神奈川県横浜市港北区	<u>90,000</u> (90,000)	0.08 (0.08)
辻隆志(注10)	神奈川県横浜市緑区	<u>88,125</u> (88,125)	0.07 (0.07)
大道康平(注10)	東京都目黒区	<u>83,125</u> (83,125)	0.07 (0.07)
橋本崇紘(注10)	東京都調布市	<u>76,875</u> (76,875)	0.06 (0.06)
及川昌弘	東京都練馬区	<u>76,250</u> (76,250)	0.06 (0.06)
芳賀陽一(注10)	東京都新宿区	<u>56,250</u> (56,250)	0.05 (0.05)
上野剛	埼玉県桶川市	<u>49,375</u> (49,375)	0.04 (0.04)
半田勇二(注10)	東京都大田区	<u>48,750</u> (48,750)	0.04 (0.04)
深本貴久(注10)	神奈川県座間市	<u>46,875</u> (46,875)	0.04 (0.04)
兼松秀行	東京都世田谷区	<u>40,625</u> (40,625)	0.03 (0.03)
尾田弘行(注10)	千葉県船橋市	<u>39,375</u> (39,375)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
多田和樹(注10)	神奈川県藤沢市	36,250 (36,250)	0.03 (0.03)
須貝幸正(注10)	東京都荒川区	36,250 (36,250)	0.03 (0.03)
中村稔雄(注8)(注9)(注10)	神奈川県横浜市都筑区	35,625 (35,625)	0.03 (0.03)
伊藤公樹(注10)	千葉県我孫子市	29,375 (29,375)	0.02 (0.02)
関庚承(注10)	東京都江東区	28,750 (28,750)	0.02 (0.02)
石塚浩(注10)	東京都世田谷区	26,875 (26,875)	0.02 (0.02)
佐藤隆行(注10)	埼玉県さいたま市桜区	25,625 (25,625)	0.02 (0.02)
志村岳(注10)	神奈川県川崎市中原区	25,000 (25,000)	0.02 (0.02)
佐久間篤司	神奈川県横浜市神奈川区	24,375 (24,375)	0.02 (0.02)
田中健一	神奈川県横浜市神奈川区	19,375 (19,375)	0.02 (0.02)
飯塚宣仁(注10)	神奈川県横浜市港北区	19,375 (19,375)	0.02 (0.02)
岡田修一(注10)	東京都葛飾区	18,125 (18,125)	0.02 (0.02)
松村健太郎(注10)	神奈川県相模原市緑区	18,125 (18,125)	0.02 (0.02)
宮下幸輝	東京都目黒区	18,125 (18,125)	0.02 (0.02)
栗原貴暎(注10)	埼玉県新座市	16,875 (16,875)	0.01 (0.01)
岡田英樹(注10)	神奈川県川崎市宮前区	16,875 (16,875)	0.01 (0.01)
鈴木亮人(注10)	神奈川県大和市	16,875 (16,875)	0.01 (0.01)
三好慶(注10)	東京都練馬区	16,875 (16,875)	0.01 (0.01)
小林朋晃(注10)	神奈川県横浜市戸塚区	16,875 (16,875)	0.01 (0.01)
本多巨樹(注10)	神奈川県横浜市港北区	16,250 (16,250)	0.01 (0.01)
篠崎大地(注10)	東京都大田区	14,375 (14,375)	0.01 (0.01)
船田真広(注10)	東京都杉並区	13,750 (13,750)	0.01 (0.01)
藤井孝英(注10)	神奈川県横浜市緑区	13,750 (13,750)	0.01 (0.01)
布田浩子(注10)	神奈川県鎌倉市	13,750 (13,750)	0.01 (0.01)
島村杏里(注10)	東京都板橋区	13,750 (13,750)	0.01 (0.01)
末次聡(注10)	東京都練馬区	11,250 (11,250)	0.01 (0.01)
馬場昌弘(注10)	埼玉県草加市	11,250 (11,250)	0.01 (0.01)
竹林剛(注10)	神奈川県横浜市中区	11,250 (11,250)	0.01 (0.01)
橋本洋希(注10)	東京都中野区	11,250 (11,250)	0.01 (0.01)
大澤宰	東京都杉並区	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
唐澤拓子(注10)	東京都中央区	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
中野利康	埼玉県さいたま市中央区	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
手塚光夫(注8)	中国香港	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
森田直樹	神奈川県横浜市鶴見区	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
武田正文	東京都東村山市	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
畝田裕司	東京都足立区	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
シーディア(注10)	中国香港	8,750 (8,750)	0.01 (0.01)
外山健志(注10)	千葉県市川市	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
満石豊(注10)	東京都板橋区	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
鴨田陽介(注10)	埼玉県八潮市	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
中垣祥貢(注10)	神奈川県川崎市多摩区	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
齋藤慎之介(注10)	埼玉県蕨市	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
丸田章広	東京都世田谷区	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
山田卓司(注10)	東京都杉並区	8,125 (8,125)	0.01 (0.01)
計		119,989,000 (7,424,000)	100.00 (6.19)

(注1) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注2) ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(注3) 特別利害関係者等(当社の親会社)

(注4) 特別利害関係者等(大株主上位10名)

(注5) 特別利害関係者等(当社の取締役兼代表執行役社長)

(注6) 特別利害関係者等(当社の取締役兼代表執行役会長)

(注7) 特別利害関係者等(注5、注6を除く当社の役員)

(注8) 特別利害関係者等(当社子会社の役員)

(注9) 特別利害関係者等(金融商品取引業者の役員)

(注10) 当社の従業員